

《別表》

ヒューマンライフケア豊中の湯

料 金 表

[通所介護]

事業所規模	通常規模	等級	4 級地	地域加算	10.54
-------	------	----	------	------	-------

利用時間	介護度	算定単位	単位数	自己負担額		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
3 時間以上 4 時間未満	要介護1	／回	370単位	390円	780円	1,170円
	要介護2		423単位	446円	892円	1,338円
	要介護3		479単位	505円	1,010円	1,515円
	要介護4		533単位	562円	1,124円	1,686円
	要介護5		588単位	620円	1,240円	1,860円
4 時間以上 5 時間未満	要介護1	／回	388単位	409円	818円	1,227円
	要介護2		444単位	468円	936円	1,404円
	要介護3		502単位	530円	1,059円	1,588円
	要介護4		560単位	591円	1,181円	1,771円
	要介護5		617単位	651円	1,301円	1,951円
5 時間以上 6 時間未満	要介護1	／回	570単位	601円	1,202円	1,803円
	要介護2		673単位	710円	1,419円	2,128円
	要介護3		777単位	819円	1,638円	2,457円
	要介護4		880単位	928円	1,855円	2,783円
	要介護5		984単位	1,038円	2,075円	3,112円
6 時間以上 7 時間未満	要介護1	／回	584単位	616円	1,231円	1,847円
	要介護2		689単位	727円	1,453円	2,179円
	要介護3		796単位	839円	1,678円	2,517円
	要介護4		901単位	950円	1,900円	2,849円
	要介護5		1008単位	1,063円	2,125円	3,188円
7 時間以上 8 時間未満	要介護1	／回	658単位	694円	1,387円	2,081円
	要介護2		777単位	819円	1,638円	2,457円
	要介護3		900単位	949円	1,898円	2,846円
	要介護4		1023単位	1,079円	2,157円	3,235円
	要介護5		1148単位	1,210円	2,420円	3,630円

《次ページもご覧ください》

«別表»

ヒューマンライフケア豊中の湯

料 金 表

通所介護相当サービス

サービス利用時間	7時間以上8時間未満	地域加算	10.54
対象地域	豊中市	等級	4 級地

項 目	区分	算定 単位	同一建物 内の方	単 位	自己負担額		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	週 1 回 程度	/回	94単位 減算	436単位	460円	919円	1,379円
		/月	376単位 減算	1798単位	1,895円	3,790円	5,685円
要支援 2	週 2 回 程度	/回	94単位 減算	447単位	472円	943円	1,414円
		/月	752単位 減算	3621単位	3,817円	7,633円	11,450円

※ 当該サービスの«施設利用料»の利用料金および算定単位は保険者の基準に則り、サービス計画において位置づけられた支給区分によって決まります。なお、算定単位は原則として、サービス提供実績に基づき、1 回あたりの単価により請求します。ただし、1 か月の提供回数が以下の場合については、1 月あたりの算定単位を適用するものとします。

- ・区分『週 1 回程度』で、1 か月の提供回数が 5 回以上の場合。
- ・区分『週 2 回程度』で、1 か月の提供回数が 9 回以上の場合。

また、ご利用者の体調不良等により、サービスの利用が少なかった場合または多かった場合であっても、月の途中での区分変更は不要です。

※ 1 月あたりの算定単位を適用する場合、ご利用者の体調不良や状態の改善等により、サービスの利用が少なかった場合または多かった場合でも、日割りでの割引・増額はいたしません。ただし、次の場合については、日割り計算（上記の料金を、30.4で除し、四捨五入した 1 日あたりの単位を基に計算）を行い、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

〔日割り計算を行う場合〕

- ・月の途中に、ご利用を開始した場合又は終了した場合
- ・月の途中に、要介護から要支援に又は要支援から要介護変更となった場合
- ・月の途中に、要支援度等が変更となった場合
- ・同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

«次ページもご覧ください»

- ※ 自己負担額の該当する割合は、保険者が発行する負担割合証に基づきご請求いたします。なお、有効期間内に割合変更があった場合、当該月の翌月初日付の変更でご請求いたします。（ただし、給付制限対象者については3割負担が優先されます。）
- ※ 料金表の料金設定の基本となるサービス回数は、利用者の介護予防サービス計画（ケアプラン）において必要とされた目安の回数を基準とします。毎月の料金の詳細は、ケアマネジャーから交付されるサービス利用表（別表）で確認することができます。
- ※ 定員超過の場合、または看護・介護職員が欠員の場合は、上記単位の70%に相当する単位となります。
- ※ 事業所が送迎を行わない場合について、週に1回程度を算定している場合は1月につき376単位を上限として、週に2回程度以上を算定している場合は1月につき752単位を上限として減算します。（同一建物に関する減算を適用している場合を除く）
- ※ 事業所において、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。
- ※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定および当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。

項 目	算定単位	単位	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
口腔機能向上加算(Ⅰ)	／月	150単位	159円	317円	475円
口腔機能向上加算(Ⅱ)	／月	160単位	169円	338円	506円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	／回	20単位	21円	42円	63円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	／回	5単位	6円	11円	16円
科学的介護推進体制加算	／月	40単位	43円	85円	127円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	／月	24単位	26円	51円	76円
		48単位	51円	101円	152円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口	／月	所定単位数の118／1000 加算			
事業所が送迎を行わない場合	／片道	-47単位	-50円	-99円	-149円

介護保険外費用	1日あたりの料金（非課税）	備考
食費	700円	ご利用当日にキャンセルされた場合、キャンセル料として、左記料金をいただきます。
おやつ代	食費に含む	